

## 2.大学院における研究活動

### A.文学研究科

#### A-1.英文学専攻

##### (1)研究活動

###### a.論文等研究成果の発表状況

###### 現状の説明

2000年度(2000.4.1.~2001.3.31)は論文が3点(アメリカ文学1、英語学2)。2001年度(2001.4.1.~)は論文が4点(イギリス文学1、英語学3)、共著が2点(アメリカ文学1、英語学1)。

###### 点検・評価

2001年度は前年度に比べ、論文等の数が倍増。また、それぞれ所属する学会での研究発表も加えて、堅実な研究活動を行っている様子が伺われる。

###### 長所と問題点

学部の教育に加えて大学院での教育、役職・諸委員等の公務をこなしながらの研究活動という厳しい状況を考慮すれば、順調と言ってもよいのではないか。

###### 将来の改善・改革に向けての方策

大学院の学生を優れた研究者や専門的職業人として養成する立場にある担当教員として、できれば毎年1点以上の論文等の発表という研究活動を心掛けることは、各自に必要な意識の問題であり、その活動状況の公的なチェック機関としては『学術研究所報』の中の「研究業績——論集で発表された論文その他、学外で発表された著書・論文その他、学会における研究発表」等の一覧がもっとも網羅的であり、研究活動の奨励としての役割を持つであろう。

##### (2)教育研究組織単位間の研究上の連携

###### a. 附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

###### 現状の説明 点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

大学の附置研究所としての「学術研究所」と大学院との関係は、大学院担当教員すべてが「所員」としてその所轄内にある。現行で特に問題はない。

#### A-2.フランス文学専攻

##### (1)研究活動

###### a.論文等研究成果の発表状況

###### 現状の説明

1997年4月~2001年3月における大学院担当教員の執筆活動は、著書・共同執筆、論集に発表された論文、学外の雑誌等に発表ないし連載された論文やエッセー等多岐に亘り、かなりの数になる。

###### 点検・評価 長所と問題点

執筆活動だけでなく、学会や研究会における発表もあり、またインターネット上のメーリングリストにおける研究者同士の情報交換・議論等への参加も活発であり、高い評価を与えることができるように思われる。

### 将来の改善 改革に向けての方策

今後とも同様に活発な研究活動を行っていききたい。同時に研究活動が低調な教員に対しては、研究活動点検委員会ないしは全教員相互の点検システムを通じて奮起を促すべく何らかの働きかけをすべきであろう。

### (2)教育研究組織単位間の研究上の連携

#### a.附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

##### 現状の説明

本学に附置されている研究所として学術研究所が存在するが、これは学部全体(大学院担当教員も含まれる。)の施設であり教員が個人的研究を進めるうえで不可欠なものとなっている。この研究所の職員が様々な便宜を図ってくれているが、これは大学院と特別の関係があるわけではない。

##### 点検・評価 長所と問題点

上に述べたように本学の教員全体のレベルで見た限りでは、特に問題はない。しかし、各学部・学科、あるいは大学院の各研究科の特徴ある研究体制の構築、例えば、フランス学や語学・文学を中心とした小さなまとまりを考えた場合、すべてを包含する学術研究所は小回りかきかないという面がある。

### 将来の改善 改革に向けての方策

上に述べた全体的な問題点はあるものの、大学院担当教員の研究活動と学術研究所の支援体制の関係そのものは現状維持で十分であると考えている。

## A - 3 . 国際文化専攻

### (1)研究活動

#### a.論文等研究成果の発表状況

##### 現状の説明

本専攻に所属する教員の研究状況は、文学部国際文化学科のそれと重なる部分が多いが、『西南学院大学学術研究所報』から博士前期課程開設の1997年度以降4年間の本専攻教員の実績を示すと、以下ようになる。

年度	著書・編著・ 訳書	論文・論説	翻訳・書評	資料発表	学会・研究会・著書等各項目の発表者数		
2000	1	15	2	2	4	2	9
1999	1	32	2	1	2	1	11
1998	2	29	0	1	4	5	11
1997	2	23	0	3	22	6	12

この表には学術研究所への報告が漏れたものは含まれておらず、実績はこれを若干上回るものとなる。

この他に、本専攻の教員が責任者となって本学で開催した学会・研究会があり合わせて1997年度36回、1998年度35回、1999年度11回、2000年度33回開催されている。科学研究費補助金については、2000年度に1名が基盤研究(C)(2)を実施している。他にアジア経済研究所の補助金を得た『オセアニアにおける階層文化の進展』研究プロジェクトに分担研究者として1名が参加した。学内で実施

している特別研究は対象者がいなかった。また2000年度後期から2001年度前期にかけて、教員1名がタイのチェンマイ大学で在外研究を実施している。

#### 点検・評価 長所と問題点

2000年度に著書・論文等の執筆や学会発表等の研究活動を行った本専攻の教員は、構成員数13名に対して9名であった。うち1名は2000年度の後期にタイで在外研究を実施している。1997年の博士前期課程開設以来、研究成果の発表は順調に増加している。教員の身分異動等によって、構成員は1997年度13名、1998年度12名、1999年度12名、2000年度13名であり1997～1999年度は1名の教員を除いて、積極的に研究成果を発表している。ところが、2000年度は発表論文数や学会・研究会発表数の減少のみならず、発表者も減少しており、研究成果の発表が低調な年度であった。この点、今後一層の努力が必要であるが、また期日を残している2001年度は著書等だけでもすでに5冊が刊行されており、努力の成果は表れている。なお、学会・研究会開催回数では、1999年度に回数の不足が見られたが、熱心に研究会活動を行っている教員の国内研究の実施等の要因が絡まったため、2000年度には回復している。科学研究費補助金については、1997年度に3名が研究分担者として実施して以来低調だったが、2000年度には科学研究費その他の補助金を得た研究が行われており、2001年度以降も継続したい。

#### 将来の改善・改革に向けての方策

博士後期課程で研究者及び専門家を養成しようとしている本専攻の教員にとって、研究活動は存立の原点である。その結実である研究成果の発表は、研究者に厳しく求められている。そのことを自覚し、一層研究活動を充実させる必要がある。

### (2)教育研究組織単位間の研究上の連携

#### a.附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

##### 現状の説明

本学の教員は全員附置研究所である学術研究所の研究所員を兼ねることになっているから、本専攻の教員も例外ではない。大学院の研究支援は大学院事務室に拠るところが大いだが、個人研究費や研究旅費の取扱い、在外研究・国内研究・交換教授等の募集と決定、各種の著作物に対する出版費の補助、学会・研究会開催に対する直接・間接の支援等、研究活動に必要な事柄の大部分は学術研究所に負っている。このように学術研究所と大学・大学院(本専攻)とは緊密な関係にある。

#### 点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

本専攻教員を含む学術研究所の研究支援体制は、今後とも維持されるべきである。学術研究所の研究支援体制が今後も維持されれば、特段の課題はない。

### B.経営学研究科

#### (1)研究活動

##### a.論文等研究成果の発表状況

##### 現状の説明

学部における研究活動と区別されてはいないが、研究活動は活発である。商学部は『商学論集』(1年に4回)を発刊、大学(学術研究所)は『研究叢書』(予定は年2冊)を発刊している。これ以外に、学会報告、共同研究はもちろん、研究の活動の成果は著書、論文等に公表されている。経営学研究科の教員

は公刊物から判断して、発表状況は良好であると思われる。

過去4年間の経営学研究科の教員の公刊数は、以下のとおりである。

年度	1997(12)	1998(13)	1999(13)	2000(12)	合計
著書	0	3	3	0	6
共(編)著	8	3	7	7	25
論文(学内)	16	12	16	10	54
論文(学外)	4	5	7	4	20
辞典	0	0	1	1	2
資料他	1	2	2	3	8

\* 括弧内は専任の教員数。

点検・評価 長所と問題点

経営学研究科にとっては、特に問題はない。

将来の改善 改革に向けての方策

経営学研究科にとっては、現状を見守っているところである。

(2)教育研究組織単位間の研究上の連携

a.附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

現状の説明

「学術研究所」との連携はある。教員は自動的に学術研究所の所員である。しかし、附置研究所との連携と理解するには疑問がある。学術研究所は、所員の研究条件と支援体制を全学的に所轄しているからである。

点検・評価 長所と問題点

経営学研究科にとっては、特に問題はない。

将来の改善 改革に向けての方策

経営学研究科にとっては、現状を見守っているところである。

C. 経済学研究科

(1)研究活動

a.論文等研究成果の発表状況

現状の説明

本学の場合、教員の研究活動は、基本的に学術研究所で管轄されている。本研究科教員の場合は、「経済学論集」(年4回刊)や「研究叢書」(不定期)が主な学内での発表機関である。しっかりした大部のものが定期的に刊行されている。学外での著書、論文、翻訳等の刊行も多い。学会報告、共同研究、外部資金による研究活動 報告等も活発に行われている。これらすべてが学術研究所から毎年刊行される「学術研究所報」に詳細が記載されているので、そちらを参照されたい。

点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策  
研究活動は内外共に極めて活発である。現状で特に問題はない。

## (2)教育研究組織単位間の研究上の連携

### a.附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

現状の説明

すでに述べたように、大学院担当教員は自動的に本学附置の学術研究所の所員となって、研究活動を遂行している。

点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

現状から明らかなように、大学院教員の研究活動と学術研究所との間で、特に問題は生じていない。

## D.法学研究科

### (1) 研究活動

#### a.論文等研究成果の発表状況

現状の説明

本学の大学院は、学部基礎を置くものであるため、この研究活動と研究体制の整備については、学部のそれと一心同体となっているところが多い。論文等研究成果の発表状況も学部段階で行われていることが、即大学院のそれになっている。つまり、大学院独自で論文等研究成果の発表は行っていないのである。

現在この論文等研究成果のとりまとめと発表は、学術研究所の所管となっており、学術研究所は、年1回「学術研究所年報」を発行してその状況を発表している。ここには5学部の教員全員の研究業績(著書、論文、翻訳、資料等)、国内外研修、学会活動、社会活動等が記載されている。したがって、法学研究科の教員の1年間の研究成果は、ここを見ることにより知ることができる。

点検・評価 長所と問題点

以上のことを点検すると、少なくともその発表状況に関する限りは、多くの点、多くの方面にわたっており、この点は長所と評価することができ、また肝要なことが欠けたり、不十分であったりということもなく、十分効果的に行われていると評価することができる。

問題は、研究成果が上がっているかどうか、大学院独自の研究成果の発表は考えられないのかということである。前者はこの項目の前提となるものであるため、法学部の点検評価報告書の当該箇所(八)-1)に譲るとして、後者の問題は一応提起されよう。

将来の改善・改革に向けての方策

ただこの問題は、現在、特にその不都合さや不適切さが論議されていることでもなく、学部段階が充実している現段階では、将来の大学院の在り方が確定的になる段階になれば別として、その変更も問題とならないであろう。

## (2) 教育研究組織単位間の研究上の連携

### a.附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

現状の説明 点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

附置研究所・・・を設置する大学院」は、本学には存在しない、したがって点検・評価の対象となりえない。次に「附置研究所とこれを設置する大学との関係」については、点検・評価項目としてはあり得るが、ここは法学研究科という大学院の特定の研究科について点検・評価する箇所であるので、この項目については、研究科一般について全体として点検・評価を行うべき、他のしかるべき点検・評価部署が取り上げるべきものと思われる。なお、これは大学院設置基準第7条(研究科と学部等の関係)に関連してのものと思われるが、附置研究所を中心にしての点検・評価項目となっているので、その点からもここでは取上げ難いものがある。

法学研究科限りで触れてみると、法学研究科は、法学部を基礎に置かれているものである。次に本学には大学「付属の研究所」(学則第5条)として学術研究所が存する。これは、「学術の研究・調査及びその成果の刊行を通じて学術の進歩に寄与することを目的とする」(学術研究所規程第3条)ものである。学術研究所は、教員及び事務職員でもって構成されている。構成員としての教員は「所員」と呼ばれる。所員は、学部、大学院で区別されていない。これを大学院から見ると、大学院担当の教員は、もっぱら研究に従事する所員の立場と、大学院の「授業と研究指導」にあたる教員の立場とを兼有することになる。そこで、これを法学研究科から見ると、まず法学研究科の「授業と研究指導」を行う教員が法学部及び学術研究所の構成員をも兼ねる点において「連携」が図られているが、このような在り方が「適切な」連携であるかどうか点検・評価されることになる。次に、そのようにして図られた連携により、法学研究科の組織が、法学研究科の「目的にふさわしいものとなるよう配慮」されている(大学院設置基準第7条)かどうか点検・評価されることになる。ただこれは研究科一般が全体として行うべきことであるし、行い得ることであると考えるのである。